



名称	所在地・電話番号	担当区域
けやきの郷	小川町1-485 (介護老人保健施設けやきの郷内) ☎042(349)2321	栄町1~3丁目、中島町、小川町1丁目、たかの台、津田町1丁目、上水本町1丁目
けやきの郷 たかの台出張所	津田町1-7-10 ☎042(316)3367	津田町1丁目、上水本町1丁目
小川ホーム	小川西町2-35-2 (特別養護老人ホーム小川ホーム内) ☎042(347)6033	小川西町1~5丁目、小川東町1~5丁目、津田町2~3丁目、学園西町1丁目
小川ホーム 四小通り出張所	津田町3-38-7 ☎042(347)6600	小川東町1丁目、上水本町2~6丁目
中央センター(基幹型)	小川東町1-1333 (健康福祉事務センター内) ☎042(345)0691	小川東町1丁目、学園東町1丁目
多摩済生ケアセンター	美園町3-125-1 (多摩済生ケアセンター内) ☎042(349)2123	美園町1~3丁目、大沼町1~7丁目、仲町、学園東町2~3丁目、学園東町、喜平町1~3丁目、上水南町1~4丁目
多摩済生ケアセンター 喜平橋出張所	上水南町2-23-20 ☎042(359)2831	上水南町1~4丁目
小平健康苑	鈴木町2-230-3 (特別養護老人ホーム小平健康苑内) ☎042(451)8813	花小金井1~8丁目、天神町1~4丁目、鈴木町1~2丁目、花小金井南町1~3丁目、回田町、御幸町
小平健康苑 花小金井出張所	花小金井5-37-4 ☎042(468)5143	花小金井5丁目、回田町、御幸町

ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者が増加しています。このように、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身の能力を生かして介護・介護状態にならないよう、そのための仕組みが大切になります。

はじめます 介護予防・日常生活支援 総合事業



みとして、介護保険制度に「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。市では、3月から総合事業の一部を開始し、今後さらにさまざまなサービスや事業を展開していきます。サービス利用については、小平市地域包括支援センター(左表参照)にお問い合わせください。

支 援	認 知 症 介 護 家 族 支 援 会
とき	2月24日(水) 午後2時~3時30分
場所	小平健康苑多目的ホール

認知症に関する正しい知識を学び、地域で生活している認知症の方やその家族を温かく見守りましょう。

名 称	所 在 地	時 間	費 用	定 員	申 込 期
認知症サポーター養成講座	小平市地域包括支援センター 小川西町5-25-15	2月20日(土) 午後2時~3時30分	無料	20人	2月15日(火)まで
高齢者介護実習	小平市地域包括支援センター 小川西町5-25-15	2月23日(火) 午後1時~3時	無料	20人	2月15日(火)まで

施設名	と き	と ち ょ	対 象
障害者福祉センター	火曜~金曜日 午前10時~午後2時	小川西町5-25-15	身体障害者手帳をお持ちで、西武摩湖線より西側の市内在住の方
あおぞら福祉センター	月曜~金曜日 午前10時~午後2時	鈴木町1-472	身体障害者手帳をお持ちで、西武摩湖線より東側の市内在住の方

※送迎バスあり(要相談)。

市では、2月6日(土)から3月6日(日)にかけて、くみ取りトイレや浄化槽などにより排水が公共下水道へ接続していない建物について、小平市指定の下水道工事業者に委託し、下水道接続調査を行います。訪問する際、調査員は市の発行した身分証明書を提示しますのでご確認ください。また、トイレや風呂の水を流していただく際、敷地の汚水ますなどを開けて確認を行いますので、協力をお願いします。(建物の中に入ることはありません)。

下水道モニターを募集

応募資格 4月1日現在、満20歳以上で都内在住(公務員、過去にモニターを経験した方、島島在住の方を除く)、ホームページの閲覧と電子メールの送受信ができる方

募集人数 1千人程度(申込み多数の場合は、選考により決定)

内容 アンケートの回答、施設見学への参加ほか

任 期 4月1日から1年間

謝 礼 アンケートへの回答1回につき、図書カード500円分

※応募期間まで送付

申込み 2月29日(月)まで

※ホームページをご覧のうえ、お申し込みください。

重なる対話 つなげる熱意で 四島返還

2月7日は北方領土の日です。

市内の排水管やますなどの点検や清掃作業を勧める業者に関する苦情や問合せが寄せられています。市や委託業者が個人住宅を訪問する場合は、市発の身分証明書を携帯しておき、費用を請求するとは一切ありません。

市内の排水設備は持ち主が維持管理するものです。詰りなど、困っていることがあれば、小平市指定下水道事業所をご利用ください。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 下水道課 ☎(346)95600

認定申告のアドバースと受付

とき 2月16日(火)~3月15日(火)の月曜~金曜日 午前9時~午後5時

場所 東村山税務署

※認定申告の受付は、2月16日(火)より前でも提出できます。

地域リハビリテーション 利用者を募集

障害者総合支援法に基づく機能訓練室

病室や事故などによって、日常生活に支障のある方が、地域で安心して暮らすための必要なりハビリテーション、生活機能訓練、レクリエーションなどが受けられる施設(左上表)です。

費用 障害者総合支援法の規定に準ずる負担額

問合せ 障害者福祉センター ☎042(343)4976、ℒ042(344)3244、あおぞら福祉センター ☎042(322)4980、ℒ042(322)4976

母子・父子福祉資金 貸付制度

対象 次のすべてに該当する方

- ▽市内在住である
- ▽児童扶養手当の支給を受けている
- ▽または同等の所得水準である

※詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 子育て支援課 ☎(346)96028

交通災害共済 加入受付始まる

市内の全市町村が共同で運営する交通災害共済(ちよこ共済)は、加入した会員の皆さんが、万一が交通事故にあったときに見舞金を受けられる制度です。現在、平成28年度分の加入受付中です。

共済期間 4月1日~平成29年3月31日

※4月1日以後に申し込む場合は、会費を納めた日の翌日から平成29年3月31日まで

会 費 Aコース1千円、Bコース500円(1人1口)

加入資格 市内在住で、共済期間開始日に住民登録のある方

申し込み 市内在住で、申し込みは、申し込み書(お申し込み書)を添付して、下記住所へお申し込みください。

〒162-0801 東京都千代田区千代田1-1-1 三菱東京UFJ銀行国内支店

〒162-0801 東京都千代田区千代田1-1-1 三菱東京UFJ銀行東久留米支店

▽市役所1階会計課窓口(申込書は問合せ先へお持ちください)

▽東部・西部出張所

▽問合せ 市相相談 ☎(346)96007

下水道の点検・清掃(高圧洗浄)などの 悪質訪問業者にご注意

市内の排水管やますなどの点検や清掃作業を勧める業者に関する苦情や問合せが寄せられています。市や委託業者が個人住宅を訪問する場合は、市発の身分証明書を携帯しておき、費用を請求するとは一切ありません。

市内の排水設備は持ち主が維持管理するものです。詰りなど、困っていることがあれば、小平市指定下水道事業所をご利用ください。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 下水道課 ☎(346)95600

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。

確定申告の社会保険料控除

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。

確定申告の社会保険料控除

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。

負担区分	後期高齢者医療制度 + 介護保険
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円

※自己負担限度額は世帯単位です。
※低所得とは、住民税非課税世帯などです。

自立支援教育訓練給付金

資格・技能を取得するため指定された教育訓練講座を受講する場合に、講座の費用の40%(上限額20万円)を支給します。

※事前相談が必要です。

※過去に給付を受けた方、雇用保険法による同制度の支給対象者は対象外です。

◆高等職業訓練促進給付金

就職に有利な国家資格の取得を目指すため、2月中旬に申請書を送付します。

問合せ 保険年金課 ☎(346)95038

ひとり親家庭の自立を支援

市では、ひとり親家庭の自立を促進するため、次の支援を行っています。

◆自立支援教育訓練給付金

資格・技能を取得するため指定された教育訓練講座を受講する場合に、講座の費用の40%(上限額20万円)を支給します。

※事前相談が必要です。

※過去に給付を受けた方、雇用保険法による同制度の支給対象者は対象外です。

◆高等職業訓練促進給付金

就職に有利な国家資格の取得を目指すため、2月中旬に申請書を送付します。

問合せ 保険年金課 ☎(346)95038

投票所・投票区域の変更

今回の選挙から投票所および投票区域を変更します。

対象地域は左表のとおりです。詳しくは、小平市ホームページをご覧ください。

問合せ 小平市選挙管理委員会事務局 ☎(346)9576

国民年金

20歳になったら国民年金に加入する国民年金は、老後や病気・けがに備え、保険料を国に払い、互いに支え合う制度で、出生し住む20歳から60歳未満の方が加入する制度です。

国民年金には、65歳から受けられる老齢基礎年金や、万一のとき受けられる障害基礎年金、遺族基礎年金などがあります。受給するには、国民年金に加入し、保険料の納付が必要ですので、20歳になったら、加入手続きをしてください。

なお、保険料の納付が困難な場合は、免除制度や学生納付特例、若年者納付猶予などの制度があります。加入手続きに必要なもの▽本人が窓口に来られる場合:日本年金機構が送付した国民年金被保険者資格取得届、本人確認ができる書類(運転免許証、パスポートなど)、本人の印鑑問合せ▽加入手続きについて:保険年金課 ☎(346)95311

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。

確定申告の社会保険料控除

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。

確定申告の社会保険料控除

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。

認定申告のアドバースと受付

とき 2月16日(火)~3月15日(火)の月曜~金曜日 午前9時~午後5時

場所 東村山税務署

※認定申告の受付は、2月16日(火)より前でも提出できます。

地域リハビリテーション 利用者を募集

障害者総合支援法に基づく機能訓練室

病室や事故などによって、日常生活に支障のある方が、地域で安心して暮らすための必要なりハビリテーション、生活機能訓練、レクリエーションなどが受けられる施設(左上表)です。

費用 障害者総合支援法の規定に準ずる負担額

問合せ 障害者福祉センター ☎042(343)4976、ℒ042(344)3244、あおぞら福祉センター ☎042(322)4980、ℒ042(322)4976

母子・父子福祉資金 貸付制度

対象 次のすべてに該当する方

- ▽市内在住である
- ▽児童扶養手当の支給を受けている
- ▽または同等の所得水準である

※詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 子育て支援課 ☎(346)96028

交通災害共済 加入受付始まる

市内の全市町村が共同で運営する交通災害共済(ちよこ共済)は、加入した会員の皆さんが、万一が交通事故にあったときに見舞金を受けられる制度です。現在、平成28年度分の加入受付中です。

共済期間 4月1日~平成29年3月31日

※4月1日以後に申し込む場合は、会費を納めた日の翌日から平成29年3月31日まで

会 費 Aコース1千円、Bコース500円(1人1口)

加入資格 市内在住で、共済期間開始日に住民登録のある方

申し込み 市内在住で、申し込みは、申し込み書(お申し込み書)を添付して、下記住所へお申し込みください。

〒162-0801 東京都千代田区千代田1-1-1 三菱東京UFJ銀行国内支店

〒162-0801 東京都千代田区千代田1-1-1 三菱東京UFJ銀行東久留米支店

▽市役所1階会計課窓口(申込書は問合せ先へお持ちください)

▽東部・西部出張所

▽問合せ 市相相談 ☎(346)96007

下水道の点検・清掃(高圧洗浄)などの 悪質訪問業者にご注意

市内の排水管やますなどの点検や清掃作業を勧める業者に関する苦情や問合せが寄せられています。市や委託業者が個人住宅を訪問する場合は、市発の身分証明書を携帯しておき、費用を請求するとは一切ありません。

市内の排水設備は持ち主が維持管理するものです。詰りなど、困っていることがあれば、小平市指定下水道事業所をご利用ください。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 下水道課 ☎(346)95600

国民年金

20歳になったら国民年金に加入する国民年金は、老後や病気・けがに備え、保険料を国に払い、互いに支え合う制度で、出生し住む20歳から60歳未満の方が加入する制度です。

国民年金には、65歳から受けられる老齢基礎年金や、万一のとき受けられる障害基礎年金、遺族基礎年金などがあります。受給するには、国民年金に加入し、保険料の納付が必要ですので、20歳になったら、加入手続きをしてください。

なお、保険料の納付が困難な場合は、免除制度や学生納付特例、若年者納付猶予などの制度があります。加入手続きに必要なもの▽本人が窓口に来られる場合:日本年金機構が送付した国民年金被保険者資格取得届、本人確認ができる書類(運転免許証、パスポートなど)、本人の印鑑問合せ▽加入手続きについて:保険年金課 ☎(346)95311

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。

確定申告の社会保険料控除

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。

確定申告の社会保険料控除

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。

認定申告のアドバースと受付

とき 2月16日(火)~3月15日(火)の月曜~金曜日 午前9時~午後5時

場所 東村山税務署

※認定申告の受付は、2月16日(火)より前でも提出できます。

地域リハビリテーション 利用者を募集

障害者総合支援法に基づく機能訓練室

病室や事故などによって、日常生活に支障のある方が、地域で安心して暮らすための必要なりハビリテーション、生活機能訓練、レクリエーションなどが受けられる施設(左上表)です。

費用 障害者総合支援法の規定に準ずる負担額

問合せ 障害者福祉センター ☎042(343)4976、ℒ042(344)3244、あおぞら福祉センター ☎042(322)4980、ℒ042(322)4976

母子・父子福祉資金 貸付制度

対象 次のすべてに該当する方

- ▽市内在住である
- ▽児童扶養手当の支給を受けている
- ▽または同等の所得水準である

※詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 子育て支援課 ☎(346)96028

交通災害共済 加入受付始まる

市内の全市町村が共同で運営する交通災害共済(ちよこ共済)は、加入した会員の皆さんが、万一が交通事故にあったときに見舞金を受けられる制度です。現在、平成28年度分の加入受付中です。

共済期間 4月1日~平成29年3月31日

※4月1日以後に申し込む場合は、会費を納めた日の翌日から平成29年3月31日まで

会 費 Aコース1千円、Bコース500円(1人1口)

加入資格 市内在住で、共済期間開始日に住民登録のある方

申し込み 市内在住で、申し込みは、申し込み書(お申し込み書)を添付して、下記住所へお申し込みください。

〒162-0801 東京都千代田区千代田1-1-1 三菱東京UFJ銀行国内支店

〒162-0801 東京都千代田区千代田1-1-1 三菱東京UFJ銀行東久留米支店

▽市役所1階会計課窓口(申込書は問合せ先へお持ちください)

▽東部・西部出張所

▽問合せ 市相相談 ☎(346)96007

下水道の点検・清掃(高圧洗浄)などの 悪質訪問業者にご注意

市内の排水管やますなどの点検や清掃作業を勧める業者に関する苦情や問合せが寄せられています。市や委託業者が個人住宅を訪問する場合は、市発の身分証明書を携帯しておき、費用を請求するとは一切ありません。

市内の排水設備は持ち主が維持管理するものです。詰りなど、困っていることがあれば、小平市指定下水道事業所をご利用ください。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 下水道課 ☎(346)95600

国民年金

20歳になったら国民年金に加入する国民年金は、老後や病気・けがに備え、保険料を国に払い、互いに支え合う制度で、出生し住む20歳から60歳未満の方が加入する制度です。

国民年金には、65歳から受けられる老齢基礎年金や、万一のとき受けられる障害基礎年金、遺族基礎年金などがあります。受給するには、国民年金に加入し、保険料の納付が必要ですので、20歳になったら、加入手続きをしてください。

なお、保険料の納付が困難な場合は、免除制度や学生納付特例、若年者納付猶予などの制度があります。加入手続きに必要なもの▽本人が窓口に来られる場合:日本年金機構が送付した国民年金被保険者資格取得届、本人確認ができる書類(運転免許証、パスポートなど)、本人の印鑑問合せ▽加入手続きについて:保険年金課 ☎(346)95311

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。

確定申告の社会保険料控除

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。

確定申告の社会保険料控除

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。

認定申告のアドバースと受付

とき 2月16日(火)~3月15日(火)の月曜~金曜日 午前9時~午後5時

場所 東村山税務署

※認定申告の受付は、2月16日(火)より前でも提出できます。

地域リハビリテーション 利用者を募集

障害者総合支援法に基づく機能訓練室

病室や事故などによって、日常生活に支障のある方が、地域で安心して暮らすための必要なりハビリテーション、生活機能訓練、レクリエーションなどが受けられる施設(左上表)です。

費用 障害者総合支援法の規定に準ずる負担額

問合せ 障害者福祉センター ☎042(343)4976、ℒ042(344)3244、あおぞら福祉センター ☎042(322)4980、ℒ042(322)4976

母子・父子福祉資金 貸付制度

対象 次のすべてに該当する方

- ▽市内在住である
- ▽児童扶養手当の支給を受けている
- ▽または同等の所得水準である

※詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 子育て支援課 ☎(346)96028

交通災害共済 加入受付始まる

市内の全市町村が共同で運営する交通災害共済(ちよこ共済)は、加入した会員の皆さんが、万一が交通事故にあったときに見舞金を受けられる制度です。現在、平成28年度分の加入受付中です。

共済期間 4月1日~平成29年3月31日

※4月1日以後に申し込む場合は、会費を納めた日の翌日から平成29年3月31日まで

会 費 Aコース1千円、Bコース500円(1人1口)

加入資格 市内在住で、共済期間開始日に住民登録のある方

申し込み 市内在住で、申し込みは、申し込み書(お申し込み書)を添付して、下記住所へお申し込みください。

〒162-0801 東京都千代田区千代田1-1-1 三菱東京UFJ銀行国内支店

〒162-0801 東京都千代田区千代田1-1-1 三菱東京UFJ銀行東久留米支店

▽市役所1階会計課窓口(申込書は問合せ先へお持ちください)

▽東部・西部出張所

▽問合せ 市相相談 ☎(346)96007

下水道の点検・清掃(高圧洗浄)などの 悪質訪問業者にご注意

市内の排水管やますなどの点検や清掃作業を勧める業者に関する苦情や問合せが寄せられています。市や委託業者が個人住宅を訪問する場合は、市発の身分証明書を携帯しておき、費用を請求するとは一切ありません。

市内の排水設備は持ち主が維持管理するものです。詰りなど、困っていることがあれば、小平市指定下水道事業所をご利用ください。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 下水道課 ☎(346)95600

国民年金

20歳になったら国民年金に加入する国民年金は、老後や病気・けがに備え、保険料を国に払い、互いに支え合う制度で、出生し住む20歳から60歳未満の方が加入する制度です。

国民年金には、65歳から受けられる老齢基礎年金や、万一のとき受けられる障害基礎年金、遺族基礎年金などがあります。受給するには、国民年金に加入し、保険料の納付が必要ですので、20歳になったら、加入手続きをしてください。

なお、保険料の納付が困難な場合は、免除制度や学生納付特例、若年者納付猶予などの制度があります。加入手続きに必要なもの▽本人が窓口に来られる場合:日本年金機構が送付した国民年金被保険者資格取得届、本人確認ができる書類(運転免許証、パスポートなど)、本人の印鑑問合せ▽加入手続きについて:保険年金課 ☎(346)95311

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。

確定申告の社会保険料控除

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。

確定申告の社会保険料控除

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。

認定申告のアドバースと受付

とき 2月16日(火)~3月15日(火)の月曜~金曜日 午前9時~午後5時

場所 東村山税務署

※認定申告の受付は、2月16日(火)より前でも提出できます。

地域リハビリテーション 利用者を募集

障害者総合支援法に基づく機能訓練室

病室や事故などによって、日常生活に支障のある方が、地域で安心して暮らすための必要なりハビリテーション、生活機能訓練、レクリエーションなどが受けられる施設(左上表)です。

費用 障害者総合支援法の規定に準ずる負担額

問合せ 障害者福祉センター ☎042(343)4976、ℒ042(344)3244、あおぞら福祉センター ☎042(322)4980、ℒ042(322)4976

母子・父子福祉資金 貸付制度

対象 次のすべてに該当する方

- ▽市内在住である
- ▽児童扶養手当の支給を受けている
- ▽または同等の所得水準である

※詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 子育て支援課 ☎(346)96028

交通災害共済 加入受付始まる

市内の全市町村が共同で運営する交通災害共済(ちよこ共済)は、加入した会員の皆さんが、万一が交通事故にあったときに見舞金を受けられる制度です。現在、平成28年度分の加入受付中です。

共済期間 4月1日~平成29年3月31日

※4月1日以後に申し込む場合は、会費を納めた日の翌日から平成29年3月31日まで

会 費 Aコース1千円、Bコース500円(1人1口)

加入資格 市内在住で、共済期間開始日に住民登録のある方

申し込み 市内在住で、申し込みは、申し込み書(お申し込み書)を添付して、下記住所へお申し込みください。

〒162-0801 東京都千代田区千代田1-1-1 三菱東京UFJ銀行国内支店

〒162-0801 東京都千代田区千代田1-1-1 三菱東京UFJ銀行東久留米支店

▽市役所1階会計課窓口(申込書は問合せ先へお持ちください)

▽東部・西部出張所

▽問合せ 市相相談 ☎(346)96007

下水道の点検・清掃(高圧洗浄)などの 悪質訪問業者にご注意

市内の排水管やますなどの点検や清掃作業を勧める業者に関する苦情や問合せが寄せられています。市や委託業者が個人住宅を訪問する場合は、市発の身分証明書を携帯しておき、費用を請求するとは一切ありません。

市内の排水設備は持ち主が維持管理するものです。詰りなど、困っていることがあれば、小平市指定下水道事業所をご利用ください。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 下水道課 ☎(346)95600

国民年金

20歳になったら国民年金に加入する国民年金は、老後や病気・けがに備え、保険料を国に払い、互いに支え合う制度で、出生し住む20歳から60歳未満の方が加入する制度です。

国民年金には、65歳から受けられる老齢基礎年金や、万一のとき受けられる障害基礎年金、遺族基礎年金などがあります。受給するには、国民年金に加入し、保険料の納付が必要ですので、20歳になったら、加入手続きをしてください。

なお、保険料の納付が困難な場合は、免除制度や学生納付特例、若年者納付猶予などの制度があります。加入手続きに必要なもの▽本人が窓口に来られる場合:日本年金機構が送付した国民年金被保険者資格取得届、本人確認ができる書類(運転免許証、パスポートなど)、本人の印鑑問合せ▽加入手続きについて:保険年金課 ☎(346)95311

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。

確定申告の社会保険料控除

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。

確定申告の社会保険料控除

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。

認定申告のアドバースと受付

とき 2月16日(火)~3月15日(火)の月曜~金曜日 午前9時~午後5時

場所 東村山税務署

※認定申告の受付は、2月16日(火)より前でも提出できます。

地域リハビリテーション 利用者を募集

障害者総合支援法に基づく機能訓練室

病室や事故などによって、日常生活に支障のある方が、地域で安心して暮らすための必要なりハビリテーション、生活機能訓練、レクリエーションなどが受けられる施設(左上表)です。

費用 障害者総合支援法の規定に準ずる負担額

問合せ 障害者福祉センター ☎042(343)4976、ℒ042(344)3244、あおぞら福祉センター ☎042(322)4980、ℒ042(322)4976

母子・父子福祉資金 貸付制度

対象 次のすべてに該当する方

- ▽市内在住である
- ▽児童扶養手当の支給を受けている
- ▽または同等の所得水準である

※詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 子育て支援課 ☎(346)96028

交通災害共済 加入受付始まる

市内の全市町村が共同で運営する交通災害共済(ちよこ共済)は、加入した会員の皆さんが、万一が交通事故にあったときに見舞金を受けられる制度です。現在、平成28年度分の加入受付中です。

共済期間 4月1日~平成29年3月31日

※4月1日以後に申し込む場合は、会費を納めた日の翌日から平成29年3月31日まで

会 費 Aコース1千円、Bコース500円(1人1口)

加入資格 市内在住で、共済期間開始日に住民登録のある方

申し込み 市内在住で、申し込みは、申し込み書(お申し込み書)を添付して、下記住所へお申し込みください。

〒162-0801 東京都千代田区千代田1-1-1 三菱東京UFJ銀行国内支店

〒162-0801 東京都千代田区千代田1-1-1 三菱東京UFJ銀行東久留米支店

▽市役所1階会計課窓口(申込書は問合せ先へお持ちください)

▽東部・西部出張所

▽問合せ 市相相談 ☎(346)96007

下水道の点検・清掃(高圧洗浄)などの 悪質訪問業者にご注意

市内の排水管やますなどの点検や清掃作業を勧める業者に関する苦情や問合せが寄せられています。市や委託業者が個人住宅を訪問する場合は、市発の身分証明書を携帯しておき、費用を請求するとは一切ありません。

市内の排水設備は持ち主が維持管理するものです。詰りなど、困っていることがあれば、小平市指定下水道事業所をご利用ください。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 下水道課 ☎(346)95600

国民年金

20歳になったら国民年金に加入する国民年金は、老後や病気・けがに備え、保険料を国に払い、互いに支え合う制度で、出生し住む20歳から60歳未満の方が加入する制度です。

国民年金には、65歳から受けられる老齢基礎年金や、万一のとき受けられる障害基礎年金、遺族基礎年金などがあります。受